

県道「柳津昭和線」通行止に伴う柳津町民バスの迂回運行について

県道柳津昭和線、小ノ川地区内において橋梁補修工事施工のため車両通行止めが実施され、町民バス「支所本庁線」が迂回運行となっております。

上記に伴い、迂回運行期間中、町民バス「支所本庁線」について、中野～西山支所間を通行いたしません。

工事竣工により、県道柳津昭和線の通行規制が解除になり次第「支所本庁線」は通常運行を再開いたします。

皆様には大変ご不便をおかけして申し訳ございませんが、何とぞご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

○迂回運行等期間 令和7年6月2日(月)～8月8日(金)

(事務担当：柳津町役場総務課西山支所係 電話 0241-43-2111)